

# 令和5年度愛媛県「農林水産物直売所プレミアム付商品券」事業 委託業務に係る企画提案募集要領

## 1 件名

令和5年度愛媛県「農林水産物直売所プレミアム付商品券」事業委託業務

## 2 目的

原油価格や資材等の物価高騰の影響を受けた生産者や消費者を支援するため、愛媛県内の農林水産物直売所で利用できる愛媛県独自のプレミアム付商品券（以下「商品券」という。）を発行することで、愛媛県産農林水産物の需要喚起や消費を下支えする。

## 3 業務内容

仕様書（別紙1）のとおり

## 4 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日(日)まで。※  
※本業務は繰越予定であり、履行期間は、委託者と受託者協議のうえ、  
契約変更する予定。  
[繰越後の履行期間（予定）：令和6年7月31日(水)まで]

## 5 履行場所

愛媛県の指示する場所

## 6 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

## 7 提案限度価格

事務経費及びプレミアム額原資の合計額  
¥538,290,000円

内訳	委託に係る事務経費 (消費税及び地方消費税を含む。)	¥98,290,000円
	プレミアム額原資 (不課税)	¥440,000,000円

## 8 委託料の支払い

委託料の支払い方法は、契約時に愛媛県と受託者が協議の上、決定する。

ただし、以下の(1)から(3)の商品券に係るプレミアム額原資については、本事業費の中で精算を行うこと。

- (1) 販売されなかった商品券
- (2) 販売されたが利用されなかった商品券
- (3) 販売され利用されたが、農林水産物直売所から換金請求されなかった商品券

## 9 利用されなかった商品券の売上金に係る精算

県民が購入した商品券の売上金のうち、利用期間中に利用されなかった商品券に係る売上金については、委託者に納付すること。

## 10 参加資格

本募集要領の公示日において、次のすべての要件を満たしている者であること。

- (1) 法人格を有している者であること、若しくは法人格を有している者の複数の連合体

- (以下「コンソーシアム」という。)であること。
- (2) 愛媛県内に本社、支社、営業所等の活動の拠点を有すること。
  - (3) 愛媛県知事の審査を受け、令和5～7年度における愛媛県の製造の請負等に係る競争入札参加資格を有すると認められた者であること。もしくは令和6年1月9日(火)までに登録が予定されていること。
  - (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続きの開始申し立てをしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続きの開始申し立てをしている者でないこと。
  - (6) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
  - (7) 当該委託業務に類似する業務を受託または自ら実施した実績を有していること。
  - (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。)若しくは暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)、又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
  - (9) 企画提案書の受付期間中において、愛媛県から競争入札の参加資格停止を受けていないこと。
  - (10) コンソーシアムでの応募の場合、代表者は上記(1)から(9)に定める全ての要件を満たし、構成員は上記(3)から(9)に定める要件を満たしていること。
    - ・コンソーシアムの適切な名称を設定すること。
    - ・参加事業者の中から代表事業者を定めること。なお、参加表明書の提出後に代表事業者を変更し、又は参加事業者の全部若しくは一部を変更すること(特定の参加事業者を除外し、又は新たな参加事業者を追加する場合を含む。)は原則として認めない。
    - ・ほかの単独又はコンソーシアムで参加する事業者を参加事業者に含まないこと。

## 11 募集要領等の配布

- (1) 配布期間 令和5年12月19日(火)から令和5年12月27日(水)まで
- (2) 配布場所 愛媛県 農林水産部 農政企画局  
食ブランドマーケティング課 地産地消グループ
  - ・住所 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2
  - ・電話番号 089-912-2541
- (3) 配布方法
  - ・配布場所で直接受け取る。(9時～17時(土日、祝日を除く。))
  - ・愛媛県ホームページからダウンロードする。

## 12 評価基準

令和5年度愛媛県「農林水産物直売所プレミアム付商品券」事業委託業務に関する企画提案公募審査基準(別紙2)のとおり

### 13 選定方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選定する。
- (2) 愛媛県が設置する選定審査会において、提出された企画提案書等を審査基準に基づき総合的に審査する。  
選定は、原則として、提出された企画提案書等による書面審査とするが、選定審査会が必要と認めた場合には、応募者によるプレゼンテーション及び質疑応答をすることがある。応募者によるプレゼンテーションを実施する場合は、令和6年1月10日（火）までに応募者へ連絡し、1月12日（金）に松山市内でプレゼンテーションを行う。
- (3) 最も優れた提案として評価した上位1者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次点の提案として評価した者から順に交渉を行う。
- (4) 評価点の合計が同点の場合は、選定審査会の多数決により選定する。
- (5) 選定結果は、参加事業者すべてに通知する。
- (6) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた区分において各委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

### 14 選定審査会の構成

選定審査会は委員4名で構成し、うち2名は外部の学識経験者等とする。

### 15 募集要領に関する質問・回答・公表

- (1) 受付期限 令和5年12月27日(水)17時まで（必着）
- (2) 受付方法  
別紙の質問書に質問事項を記入し、電子メールで提出するものとし、電話・訪問・FAXにおける口頭等での質問は受け付けないものとする。  
また、電子メールタイトルを「【会社名】プロポーザル質問書（農林水産物直売所プレミアム付商品券事業に係る業務委託）」とし、電子メール送信後に担当まで送信した旨の電話をすること。  
なお、質問は、本プロポーザル及び業務委託に関する内容以外は受け付けないものとする。  
電子メールアドレス [brand@pref.ehime.lg.jp](mailto:brand@pref.ehime.lg.jp)
- (3) 回答方法及び公表  
本プロポーザルへ参加申込書を提出したすべての事業者に、令和6年1月4日（木）までに電子メールで回答する。

### 16 参加申込書の提出

- (1) 提出期限 令和5年12月27日(水)17時まで（必着）
- (2) 提出書類 参加申込書（様式1又はC様式1）に必要事項を記入の上、提出すること。
- (3) 提出場所 愛媛県 農林水産部 農政企画局  
食ブランドマーケティング課 地産地消グループ  
住所：〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

- (4) 提出方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）  
\*持参の場合は9時～17時（土日、祝日を除く）

## 17 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和6年1月9日(火)17時まで（必着）  
(2) 提出書類 単独事業者の場合…下記17-1 提出書類の1～7を添えて提出すること。  
コンソーシアムの場合…下記17-2 提出書類のC1～C9を添えて提出すること。  
(3) 提出部数 各7部（正本1部・副本6部）  
(4) 提出場所 愛媛県 農林水産部 農政企画局  
食ブランドマーケティング課 地産地消グループ  
住所：〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2  
(5) 提出方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）  
\*持参の場合は9時～17時（土日、祝日を除く）

### 18-1 提出書類（単独事業者の場合）

「16 参加申込書の提出」、「17 企画提案書等の提出」の要領に従って、次の書類を提出すること。

書類番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加申込書（様式1）	印鑑は代表者印を押印すること。
2	辞退届（様式2）	印鑑は代表者印を押印すること。
3	企画提案提出書（様式3）	印鑑は代表者印を押印すること。
4	企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> <li>表紙に「令和5年度愛媛県「農林水産物直売所プレミアム付商品券」事業に係る業務委託」と記載し、社名等を記入すること。</li> <li><u>評価基準書（別紙2）</u>の評価事項に沿って企画提案書を作成すること。</li> <li>ただし、成果達成のために取り組む指示業務以外の付加価値を伴う業務について、新たな提案を行うことは妨げない。なお、その場合の提案は必ず参考見積書に提示された金額の範囲内で行うものとし、それ以外の提案は受け付けない。</li> <li>愛媛県と受託事業者との役割分担を明確にすること。</li> <li>枚数は自由とするが、簡潔・明瞭に記載し、ページ番号を付すこと。</li> <li>A4サイズ冊子（A3混じりも可）・カラーとすること。</li> </ul>
5	会社概要	会社概要には、設立年月日、資本金、年間売上高、従業員数、主な業務内容、 <u>類似業務実績</u> 等を記入

		すること。
6	業務執行体制	
7	見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書の金額は消費税及び地方消費税を含む金額とする。</li> <li>・<u>見積額は、提案する企画内容の実施に係る一切の経費とし、内訳をできるだけ具体的かつ詳細に記載すること。</u></li> <li>・<u>見積額は、「7 提案限度価格」に定める額以内となるよう計上すること。</u></li> </ul>

## 18-2 提出書類（コンソーシアムの場合）

「16 参加申込書の提出」、「17 企画提案書等の提出」の要領に従って、次の書類を提出すること。

書類番号	提出書類名	提出上の注意
C 1	参加申込書（C様式1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンソーシアムの代表事業者が記載・申請すること。</li> <li>・印鑑は代表者印を押印すること。</li> </ul>
C 2	コンソーシアム参加事業者表（C様式2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての参加事業者の代表者印を押印すること。なお、コンソーシアムを構成する各メンバーを「参加事業者」と定義し、また、その中の代表者を「代表事業者」、そして代表事業者以外の事業者を「構成事業者」と定義する。</li> </ul>
C 3	コンソーシアム協定書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表事業者及び必要事項を定めたコンソーシアム協定書を締結し、その写しを提出すること。</li> </ul>
C 4	辞退届（C様式3）	印鑑は代表者印を押印すること。
C 5	企画提案提出書（C様式4）	印鑑は代表者印を押印すること。
C 6	企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表事業者が提出すること。</li> <li>・表紙に「令和5年度愛媛県「農林水産物直売所プレミアム付商品券」事業に係る業務委託」と記載し、社名等を記入すること。</li> <li>・<u>評価基準書（別紙2）の評価事項に沿って企画提案書を作成すること。</u></li> <li>・ただし、成果達成のために取り組む指示業務以外の付加価値を伴う業務について、新たな提案を行うことは妨げない。なお、その場合の提案は必ず参考見積書に提示された金額の範囲内で行うものとし、それ以外の提案は受け付けない。</li> <li>・愛媛県と受託事業者との役割分担を明確にすること。</li> <li>・枚数は自由とするが、簡潔・明瞭に記載し、ペ</li> </ul>

		<p>ージ番号を付すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A4サイズ冊子（A3混じりも可）・カラーとすること。</li> </ul>
C7	会社概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての参加事業者が提出すること。</li> <li>・会社概要には、設立年月日、資本金、年間売上高、従業員数、主な業務内容、<u>類似業務実績等</u>を記入すること。</li> </ul>
C8	業務執行体制	
C9	見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書の金額は消費税及び地方消費税を含む金額とする。</li> <li>・<u>見積額は、提案する企画内容の実施に係る一切の経費とし、内訳をできるだけ具体的かつ詳細に記載</u>すること。</li> <li>・<u>見積額は、「7 提案限度価格」に定める額以内</u>となるよう計上すること。</li> </ul>

## 19 提出書類の留意事項

- (1) 書類は正確かつ簡潔な内容とし、記入枠が不足する場合は枠を適宜広げて記入すること。ただし、できるだけ簡潔・明瞭にまとめることとし、提出が求められていない資料を添付するなど過大なものにならないよう留意すること。
- (2) 企画提案書はボリュームを評価の対象にはしないので、読み易さや簡潔さに留意すること。
- (3) フラットファイル等には綴じず、バインダークリップ等で留めて提出すること。
- (4) 伝送、電子媒体による提出は受け付けない。

## 20 スケジュール（予定）

- |  |                                 |
|--|---------------------------------|
| (1) 実施手続きの開始・公表  | 令和5年12月19日(火)                   |
| (2) 募集要領等に関する質問の受付   | 令和5年12月19日(火)<br>～令和5年12月27日(水) |
| (3) 参加申込書の提出締切り  | 令和5年12月27日(水)                   |
| (4) 募集要領等に関する質問の回答   | ～令和6年1月4日(木)                    |
| (5) 企画提案書等の提出締切り   | 令和6年1月9日(火)                     |
| <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>※原則書面審査ですが、プレゼンテーション審査をする場合は、<br/>令和6年1月10日(水)までに参加事業者へ連絡、<br/>令和6年1月12日(金)に松山市内でプレゼンテーション実施</p> </div> |                                 |
| (6) 特定・非特定結果の通知  | 令和6年1月中旬                        |
| (7) 契約締結   | 令和6年1月中旬                        |

## 21 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選定審査会が認めた場合

- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選定審査会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なく提案書等の内容に関する質疑に応じなかった場合
- (6) 最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- (7) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

## 22 契約

### (1) 契約の締結

選定審査会の審査の結果、最も優れた提案として評価した業務予定者と提出された提案書等を参考に協議を行い、協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等に一部変更する場合がある。

また、業務予定者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

### (2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に準じることとする。

## 23 公正なプロポーザルの確保

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、業務予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不審な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 24 個人情報の取扱い

- 本事業を実施する者には、本事業の実施に関し保有する個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条及び第 67 条の規定を遵守すること。
- 上記掲載法令のほか業務を遂行する上で関連する法令がある場合には、それらを遵守すること。

## 25 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選定審査会から

の要請のあったものについてはこの限りではない。

- (4) 採用された提案書等の著作権は愛媛県に帰属する。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 本プロポーザルは優先交渉権の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (7) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については愛媛県が定める。

## 26 問い合わせ先

愛媛県 農林水産部 農政企画局  
食ブランドマーケティング課 地産地消グループ  
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
TEL: 089-912-2541  
FAX: 089-912-2561  
E-mail: brand@pref.ehime.lg.jp